

第九期第2回練馬区福祉有償運送運営協議会 質問回答票

対象団体：NPO法人福祉送迎サービス きずな

No.	資料ページ	資料項目	確認事項	回答	回答日
1	資料1 P1 更新登録申請団体要件確認表	6 輸送の安全及び旅客の確保	申請内容と前回申請時の2点が記述されていて変更があります が、どちらも変わらないように見えます。変更がないのか？記述内容 に誤記があるのか？どちらでしょうか？	今回と前回とで、以下の内容に変更がありましたので、 を記載いたしました。 詳細な記載をしておらず申し訳ございません。 【1(ウ)運行管理・整備管理に係る指揮命令系統】 運行管理の責任者の代行者 (前)松田禎子 (現)山崎翔一 整備管理の責任者 (前)古沢秀雄 (現)古沢とも子 【2 事故処理連絡体制】 事故対応の責任者 (前)松田禎子 (現)山崎翔一 【3 苦情処理体制】 苦情処理責任者 (前)松田禎子 (現)古沢とも子 苦情処理担当者 (前)古沢とも子(現)山崎麻有	8月12日
2	資料1 P3 福祉有償運送団体登録更新時の 運送実績把握資料	(4)旅客の範囲および人数の推移	令和元年度から令和2年度において、精神障害者が大幅減になり、 要介護認定者が増になっているのは利用者が大幅に変わったので しょうか？または精神障害者が要介護認定側に移ったのでしょうか？さら に資料1(参考様式八号)の申請における数値とも変化があり、 利用者に毎年変動があるのでしょうか？	令和2年度に利用者の区分が細分化され、また、対応する区分の順序も一部 変更となりました。 (令和2年12月開催の協議会で資料をお配りしております。) 旧区分 令和2年度～ 【イ】身体障害者 身体障害者 【ロ】要介護認定者 精神障害者 【ハ】要支援認定者 知的障害者 【ニ】その他内部障害等 要介護認定者 【ホ】 - 要支援認定者 【ヘ】 - 基本チェックリスト該当者 【ト】 - その他内部障害等 ご質問いただいた精神障害者区分の利用者数については、令和元年度末時点 では【ニ その他】に区分され、そのうち2名が該当しており、令和2年度 末時点と増減はございません。 また、資料1 P15(参考様式八号)の数値については、左下に記載の総合計 159名から重複41名を除いた118名が会員数となっておりますが、こちらの数 値は、更新協議書類作成時点(令和3年6月)の最新の会員数であり、2年 度末と比べて6名減となっております。 利用者は日々、新規で登録をされる方や、登録の廃止をされる方もいらっ しゃるため、増減が発生します。	8月12日
3			精神障害者の輸送が多かったと考えられますが、介助者は同行して いるのでしょうか？ 一般のタクシーの利用ができない理由はあるのでしょうか？	精神障害の方の同行介助は、ほとんどありません。 症状の軽い方は病院の送り迎えだけの方もいます。 症状の重い方はヘルパーやケアマネの方が同行します。もしくは、ご家族の 方に同乗をお願いしています。 また、一般タクシーの利用ができない理由は、一般タクシーは都度違うドラ イバーが対応するため、利用者が不安になったり意思疎通がうまく取れな かったりすることが主な理由です。ご自宅から車に乗り出発するまでの間、 ご本人の気持ちが落ち着くまでお待ちしてから出発することもあります。当 所では、できるだけ同じ運転手が対応することで利用者が輸送に慣れていた だくようにしています。	8月12日
4			利用者の行先はどのような箇所が多いのでしょうか？	主に病院の通院です。	8月12日
5			院内同行や添乗といったサービスを利用する際、同行なさるのは ドライバーでしょうか？ ひとつの運行に複数人の利用があるとすればドライバーが介助して している間、ほかの方がどうされているのでしょうか？	ヘルパー資格のあるドライバーが同行しています。 一人世帯の方やご家族が同行できない時など、依頼を受けて院内同行介助を 行っています。 この場合、1回の運行につき利用者は1名としています。	8月12日